就業規則への（追加）規定例

（採用決定者の提出書類）

第●条　社員として採用された者は、会社が指定する日までに次の書類を提出しなければなら

ない。ただし、会社が認めたときは、その全部または一部を省略することができる。

①　住民票記載事項証明書（内容は会社が指定した項目）

②　社員本人及びその扶養家族（所得税法上及び健康保険法上の扶養対象家族に限る）の個人番号を告知する書面（個人番号を証明する次のイまたはロのいずれかを添付すること）

イ　個人番号カード（写）

ロ　通知カード（写）

ただし、会社が認めた場合は原本提示することにより写しの提出を省略できる。

なお、①の書類に個人番号が記載されている場合は、当該者分の②の提出を省略することができる。

1. 身元保証書
2. 各種誓約書（身元保証人連署）
3. 源泉徴収票（採用された年に他から給与所得を受けていた場合）
4. 年金手帳及び雇用保険被保険者証（所持者）
5. 健康診断書（採用日前３ヶ月以内に実施したもので内容は会社が指定した項目）
6. その他会社が提出を求めた書類

２　社員は、前項②の書類の提出に際し、会社から求めがあった場合は、写真付きの身分証明書（運転免許証、パスポートその他会社が指定するもの）の提示をしなければならない。

３　第１項②の扶養家族の個人番号を証明する資料を提出する際は、会社が特に指示した場合を除き、虚偽のないように、社員が法に定める本人確認措置を責任をもって行うものとする。

４　第１項③の身元保証書における身元保証人は経済的に独立した者で会社が適当と認めた者２名とし、うち１名は父母兄弟またはこれに代わる近親者とする。なお、身元保証の期間は５年間とし、会社が特に必要と認めた場合、その身元保証の期間の更新を求めることができるものとする。

５　会社が承認する正当な理由なく、期限までに前項の手続きを怠った場合は、会社はその者の採用を取り消すことができる。

（個人番号の利用及び取扱い）

第●条　会社は、取得した社員及びその扶養家族のマイナンバーを以下の手続きに利用することができるものとし、社員はこれを承諾するものとする。

①健康保険・厚生年金保険関係届出事務

②雇用保険関係届出事務

③労働者災害補償保険法関係届出事務

④国民年金第三号被保険者関係届出事務

⑤給与所得・退職所得に係る源泉徴収票作成事務

⑥その他法令で定める事務

２　個人番号の取り扱いについては、別に定める「特定個人情報取扱規程」によって運用する。

３　会社は、社員および扶養家族の個人番号について、第１項の事務手続を委託する税理士または社会保険労務士等に提供することができる。なお、委託先への個人番号の提供にあたって、会社と当該委託先との間で特定個人情報の取扱いに関する覚書（契約書）を締結する。

（服務規律）

第●条　社員は、次の事項を守って、職場の秩序を維持し、職務に精励しなければならない。

1. ・・・・・・・・・・・
2. ・・・・・・・・・・・
* 会社から個人番号の提供や身分確認を求められた場合は（扶養家族の個人番号を含む）、速やかにこれに応じること。

（秘密保持義務）

第●条　社員は、次に掲げる会社の秘密事項及び顧客情報等を開示し、漏洩し、もしくは私的に

使用してはならない。

1. 会社（関連会社を含む）の財務、人事、組織、経営戦略等に関する情報
2. 他の企業や団体との業務提携及び業務取引に関する情報
3. 会社（関連会社を含む）独自の技術・ノウハウに関する事項であって、会社が一般的に公開していない情報
4. 業務で取扱う顧客情報（個人情報及び特定個人情報等を含む）
5. 会社の役員、従業員、それらの扶養家族の個人情報及び特定個人情報等
6. 上司または営業秘密管理責任者により秘密情報として指定された情報

２　前項の規定に関し会社は、社員に対して入社時、役職または役員就任等の異動時及び退職時

において、秘密保持誓約書の提出を求めることができる。

３　前項の誓約書を提出しない場合は、入社時においてはその採用を取り消し、異動時において

は昇進の取消し、または懲戒処分の対象とすることがある。

４　前項の秘密情報が記載・記録されている媒体（書類、帳簿、写真、パソコンやタブレット等

の電子端末、ＵＳＢメモリー等の電子磁気媒体等）の取り扱いは、業務遂行中といえども、

会社が指定する管理方法に従って慎重に行うこと。また特に、個人番号または特定個人情報

等を業務で取り扱う社員は、別に定める「特定個人情報等取扱規程」を厳守しなければなら

ない。

（懲戒の事由）

第●条　社員が次の各号のいずれかに該当するときは、情状に応じて、譴責、減給、または出勤

停止に処する。

1. ・・・・・・・・・・・・・
2. ・・・・・・・・・・・・・
3. 第●条に定める会社の業務上重要な秘密情報（役員及び従業員、その扶養家族その他の個人番号または特定個人情報ファイルを含む）を外部に漏えいし、または私的に利用したとき（未遂の場合を含む、なお、会社に損害を与えたり、もしくは業務に支障をきたした場合は、懲戒解雇となることがある）
4. 前号のほか、第●条に定める秘密保持義務または別に定める「特定個人情報等取扱規程」に違反する行為があったとき（未遂の場合を含む、なお、会社に損害を与えたり、もしくは業務に支障をきたした場合は、懲戒解雇となることがある）
5. ・・・・・・・・・・・・

２　社員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒解雇に処する。ただし、情状により、諭

旨退職、出勤停止または減給にとどめることがある。

1. ・・・・・・・・・・・・・
2. ・・・・・・・・・・・・・
3. 故意または過失により、第●条に定める会社の業務上重要な秘密情報（社員、その扶養家族その他の個人番号または特定個人情報ファイルを含む）を外部に漏えいし、または私的に利用して、会社に損害を与えたとき、もしくは業務の正常な運営を阻害したとき
4. ・・・・・・・・・・・・